



群馬労働局の取組 トピックス

(業務改善助成金、群馬働き方改革推進支援センター)

発信者 雇用環境・均等室



○群馬労働局の取組をトピックスで紹介します。お役立ち情報をお載せていますので、ぜひ貴法人・機関、会員の皆様にもご活用いただけるようお願いいたします。この情報は群馬労働局HP（新着情報）にも掲載しています。

○ご不明な点は、**雇用環境・均等室**までお問い合わせください。(027-896-4739)

① 令和4年度「業務改善助成金」のご案内 ~業務効率化、生産性向上の支援~

【中小企業・小規模事業者の皆さまへ】

○会社の**業務効率化、生産性向上**を図るには「**業務改善助成金**」が活用できます。

○**業務効率化・生産性向上のために設備投資などを行い、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げた場合、設備投資などにかかった費用の一部を助成**します。

【生産性向上の事例集】

○設備投資例については、**厚生労働省ホームページ「生産性向上の事例集」**をご覧ください。⇒



○**通常コース** 引き上げ額「30円・45円・60円・90円コース」の**申請期限は、令和5年1月31日（火）**です。

※**事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内**の事業場が助成対象となります。

現在、**群馬県最低賃金（地域別最低賃金）が、865円**であることから、**事業場内最低賃金が895円までの事業場が助成対象**となります。

○**特例コース**もごさいます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が30%以上減少している、令和3年7月16日から令和3年12月31日までの間に事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、これから設備投資等を行う場合等の要件がごさいます。**申請期限は令和4年7月29日（金）**です。

【お問い合わせ先】

「**群馬働き方改革推進支援センター**」にお気軽にお問い合わせください。

〒371-0846 前橋市元総社町528-9

群馬県社会保険労務士会内 ☎0120-486-450

【申請書類】

【申請書類】

交付要綱・交付要領・申請書等については、⇒
厚生労働省ホームページをご確認ください。



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyuu/03.html

【申請先】

業務改善助成金の申請・支給窓口は、**群馬労働局雇用環境・均等室**です。

〒371-8567 前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎 8階

令和4年度 業務改善助成金 (通常コース)のご案内

『業務改善助成金(通常コース)』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

賃金引上げ

設備投資等

設備投資等に専した費用の一部を助成

詳しくはHPをご覧ください!

業務改善助成金 検索



概要

※申請期限: 令和5年1月31日

| コース区分 | 引上げ額 | 引き上げる労働者数 | 助成上限額 | 助成対象事業場 | 助成率 | |
|--------|-------|-----------|-------|---|---|---|
| 30円コース | 30円以上 | 1人 | 30万円 | 以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下 | 【事業場内最低賃金900円未満】(※2) 4/5 生産性要件を満たした場合は9/1.0(※3) | |
| | | 2~3人 | 50万円 | | | |
| | | 4~6人 | 70万円 | | | |
| | | 7人以上 | 100万円 | | | |
| | | 10人以上(※1) | 120万円 | | | |
| 45円コース | 45円以上 | 1人 | 45万円 | | | 【事業場内最低賃金900円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は4/5(※3) |
| | | 2~3人 | 70万円 | | | |
| | | 4~6人 | 100万円 | | | |
| | | 7人以上 | 150万円 | | | |
| | | 10人以上(※1) | 180万円 | | | |
| 60円コース | 60円以上 | 1人 | 60万円 | 【事業場内最低賃金900円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は4/5(※3) | | |
| | | 2~3人 | 90万円 | | | |
| | | 4~6人 | 150万円 | | | |
| | | 7人以上 | 230万円 | | | |
| | | 10人以上(※1) | 300万円 | | | |
| 90円コース | 90円以上 | 1人 | 90万円 | | 【事業場内最低賃金900円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は4/5(※3) | |
| | | 2~3人 | 150万円 | | | |
| | | 4~6人 | 270万円 | | | |
| | | 7人以上 | 450万円 | | | |
| | | 10人以上(※1) | 600万円 | | | |

(※1) 10人以上の上限額区分は、以下の①又は②のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件: 事業場内最低賃金900円未満の事業場

②生産量要件: 売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同月に比べて、30%以上減少している事業者

(※2) 対象は地域別最低賃金900円未満の地域のうち、事業場内最低賃金が900円未満の事業場です。(令和4年4月現在)

(※3) ここでの「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

○助成金受給の流れや申請先については裏面をご覧ください。

◆ 令和4年度も引き続き特例コースを実施します。

(申請期限: 令和4年7月29日(金)まで)

「業務改善助成金特例コース」のご案内

「業務改善助成金特例コース」とは、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が30%以上減少している中小企業事業者が、令和3年7月16日から令和3年12月31日までの間に、事業場内最低賃金(事業場で最も低い賃金)を30円以上引き上げ、これから設備投資等を行う場合に、対象経費の範囲を特例的に拡大し、その費用の一部を助成するものです。

※賃金引き上げ額が30円に満たない場合でも、申請時までに前年度に引き上げを行い、当該差額が支払われた場合は、当該要件に該当するものと取り扱われます。

ここがポイント

業務改善計画全体として生産性向上が認められる場合、生産性向上等に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画において計上された経費(=関連する経費)についても助成対象として拡充されます。

対象となる事業者(事業場)

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、「売上高または生産量等を示す指標の令和3年4月から同年12月までの間の連続した任意の3か月の平均値」が、前年または前々年同期に比べ、30%以上減少している事業者
- 令和3年7月16日から同年12月までの間に事業場内最低賃金を30円以上引き上げていること(引き上げ前の事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業場に限ります。)

支給要件

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 就業規則等により、引き上げ後の賃金額を事業場の労働者の下限の賃金額とすることを定め、引き上げ後の賃金額を支払っていること
※就業規則等がない場合は、「労働者の下限の賃金額についての申出書」の提出でも認められます。
- 生産性向上等に役立つ設備投資等を行い、その費用を支払うこと
※生産性向上に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画に計上された経費(関連する経費)がある場合は、その費用も支払うことが必要です。

助成額・助成率

| 助成額 | 助成率 |
|---------|-------------------------|
| 最大100万円 | 3/4 ※対象経費の合計額×補助率3/4 |

助成対象

以下Aのほか、業務改善計画に計上されたBも助成の対象となります。

| | |
|------------------|--|
| A 生産性向上に資する設備投資等 | 機械設備、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など ※PC、スマホ、タブレットの新規購入、貨物自動車なども対象 |
| B 関連する経費 | 広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など |

※「関連する経費」は生産性向上に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます

群馬働き方改革推進支援センターでは、働き方改革の取組を行う中小企業事業主の皆様への支援として、社会保険労務士による、**無料の電話、来所、訪問での相談**を行っています。

～こんな場合にご相談ください～

- 有給休暇の取得方法、管理方法について知りたい
- パートタイマーなどの処遇を改善したい
- 働き方改革に利用できる助成金の情報について知りたい
- 残業時間を減らしたい、36協定について詳しく知りたい など

また、**小規模の勉強会やセミナーへの講師派遣、商工会議所などでの出張無料相談**を行っています。

中小企業の皆様へ 相談支援のご案内**無料**です!

働き方改革

事業主のご相談に **社会保険労務士** が対応します。

パートさんの待遇を改善したいけど…

有給休暇の取得方法、管理方法について知りたい

従業員が安心して働ける**社内ルール(就業規則)**を整備したい

働き方改革に利用できる助成金の情報を教えて…!

残業時間を減らしたい…

詳しくはこちら

群馬県社会保険労務士会 ホームページ 「社労士会に相談する」

電話でのご相談は ☎ **0120-486-450**

群馬働き方改革推進支援センター

前橋市元総社町528-9 群馬県社会保険労務士会 内

✉ hatarakikatakaikaku@gunma-sharoushi.com (東所・メールによるご相談も受けいたします)

相談受付 2022. **4/1** ▶ 2023. **3/31** ● 開設時間 平日9:00～17:00 (12/29～1/3を除く)

群馬働き方改革推進支援センター 行き

FAX申込書 ☎ 027(253)5679

※ご希望するサービスに☑をつけてください。

個別訪問による相談を希望
●お申しいただきました事業所へ専門家(社会保険労務士)を派遣いたします。

働き方改革セミナーへ講師派遣を希望
●商工団体、地方自治体、事業主団体、経済団体等が開催するセミナーに講師(社会保険労務士)を派遣いたします。

出張相談(イベントを含む)を希望
●商工団体、地方自治体、事業主団体、経済団体等の施設で開設する相談窓口へ専門家(社会保険労務士)を派遣いたします。

| | | | |
|--------------|---------|-------|----------------|
| 事業所・団体名 | | | |
| 所在地 | | 〒 - | |
| ご連絡先 | TEL | FAX | |
| | メールアドレス | | |
| ご担当者名 | | 顧問社労士 | 有 ・ 無 |
| 派遣先の名称 | | | |
| 派遣先住所 | | | |
| ご相談・派遣(希望日時) | | 〒 - | |
| | | 月 | 日() AM/PM 時 分 |

相談及びご希望内容の概要

※セミナーの場合は、参加人数の概数() 人

セミナー終了後の個別相談会の希望 有(開催予定時間 : ~ :) ・ 無

※「群馬働き方改革推進支援センター」の詳細は以下のアドレスよりご確認ください。

<http://gunma-sharoushi.com/consultation/business.php>



<群馬労働局の取組 トピックスコーナー>

https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/topics.html



トピックスのバックナンバーはHPを見てね!

